

第二十五號 自主的小作組合法要綱に關する件

昭和五年度全國大會は自主的小作組合法につき左の要綱を採用し、基礎案を執行部に一任することを決議す。

小作組合法要綱

- (一) 總則
 - 1. 農業労働者、小作、自作兼小作及び組合の認めたる者
 - 2. 法人格を認むるか否かは自由たるべきこと
 - 3. 届出主義を採ること
- (二) 目的
 - 1. 小作條件の維持改善を圖る
 - 2. 農家の生活向上、農業生産の増進に必要なる事業を行ふ
- (三) 事業
 - 1. 團體事務の維持
 - 2. 共同準備の維持
 - 3. 肥料及び農具の共同購入並びに機械の共用使用
 - 4. 農業生産上の共同販賣
 - (四) 事業を遂行するための規定

(三) 事業

- 1. 團體事務の維持
- 2. 共同準備の維持
- 3. 肥料及び農具の共同購入並びに機械の共用使用
- 4. 農業生産上の共同販賣
- (四) 事業を遂行するための規定

- 2. 耕地の引上げ並に契約條件の改善を辨らさず如き契約は認めざること
- 3. 組合財産の分擔請求権を認めざること
- 4. 股退に際しては財産を分擔せざること
- (五) 罰則
 - 1. 契約に對しては組合主義を採ること
 - 2. 組合員たるの故を以て契約の解除若しくは契約を拒否する地主に對する懲罰主義を採ること
 - (六) 組合の解散
 - 組合員總會の決議によりは解散せざること

第二十六號 完全小作法獲得闘争に關する件

昭和五年度全國大會は勞農議會の議決せる左記小作法案を黨の最小基礎案として採用すると共にこれが實現のためあらゆる闘争を組織することを決議す。

- 一、小作法案(農林委員會報告中)『小作法案』全文
- 二、小作法案獲得闘争

小作料引下による農民の現實の利害を守る上にも、土地問題の解決による未來の解放の上にも耕作權の強化が不可決的な要件である。この耕作權強化の法律化が小作法獲得闘争である。

實行方法

第二十七號 農村窮破闘争の件

昭和五年度全國大會は左記諸項を當面の闘争要綱とする農村窮破闘争を農村に於ける黨の恒常的基本闘争として採用することを決議す。

一、闘争目標

- A、中央政府並に縣廳に對する闘争目標
 - 一、(イ) 小作料五割減の緊急要求、(ロ) 立憲憲理、立入禁止、不許可案を撤回、(ハ) 完全小作法及び團體準備法通過

B、府縣知事、府縣廳に對する闘争目標

- 一、(イ) 府縣制自十二條による農業生活者の納税負擔の緊急撤廃、(ロ) 府縣農業課長等の大衆監視